令和８年１０月１６日
市長決裁

三郷市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三郷市国民健康保険税条例（昭和３２年条例第６号）第９条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものである。

（普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法）

第２条　普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

（委任）

第３条　この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月１６日から施行する。